

大洗研究開発センター（南地区）計量管理規定

新 旧 対 照 表

平成 29 年 8 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究開発センター（南地区）計量管理規定 新旧対照表

該当箇所を____で示す。

旧	新	備考
<p>大洗研究開発センター（南地区）計量管理規定</p> <p>目次 略</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 ～ 第3章 略</p> <p>第4章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>第4条 略</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第5条 計量管理責任者は安全管理部核物質管理課長とする。 2 計量管理責任者が疾病その他の事由により職務を行うことができない場合は、<u>安全管理部核物質管理課長代理</u>がその職務を行う。</p> <p>第6条 略</p> <p>第5章 略</p> <p>第2編 ～ 第3編 略</p>	<p>大洗研究開発センター（南地区）計量管理規定</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 ～ 第3章 (変更なし)</p> <p>第4章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>第4条 (変更なし)</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第5条 計量管理責任者は安全管理部核物質管理課長とする。 2 計量管理責任者が疾病その他の事由により職務を行うことができない場合は、<u>安全管理部核物質管理課の計量管理業務担当の管理職のうち、あらかじめ所長が代理者として指名する者</u>がその職務を行う。</p> <p>第6条 (変更なし)</p> <p>第5章 (変更なし)</p> <p>第2編 ～ 第3編 (変更なし)</p>	<p>機構内人事諸制度の見直しに伴う変更</p>

大洗研究開発センター（南地区）計量管理規定 新旧対照表

該当箇所を____で示す。

旧	新	備考
<p><u>附 則（平成10年10月1日 10（規程）第58号）</u> <u>この規定は、平成10年10月1日から施行する。</u> <u>この施行の日をもって動力炉・核燃料開発事業団大洗工学センター計量管理規定（8（規程）第18号）は廃止する。</u></p> <p><u>附 則（平成11年6月11日 11（規程）第12号）</u> <u>この規定は、科学技術庁長官の認可の日以降の理事長が定める日から施行する。</u></p> <p><u>附 則（平成12年4月11日 12（規程）第15号）</u> <u>この規定は、科学技術庁長官の認可の日から施行する。</u></p> <p><u>附 則（平成13年4月1日 13（規程）定第21号）</u> <u>この規定は、文部科学大臣の認可の日以降の理事長が定める日から施行する。</u></p> <p><u>附 則（平成15年10月9日 15（規程）第30号）</u> <u>この規定は、文部科学大臣の認可の日以降の理事長が定める日から施行する。</u></p> <p>附 則（平成17年10月1日 17（規程）第30号） この規定は、平成17年10月1日から施行する。 <u>この施行の日をもって平成15年10月9日付け15機文科科第42号で変更の認可を受けた「核燃料サイクル開発機構 大洗工学センター 計量管理規定」の一部を改正する。</u></p> <p>附 則（平成22年5月10日 22大（規則）第21号） この規定は、平成22年5月10日から施行する。</p>	<p>附 則（平成17年10月1日 17（規程）第30号） この規定は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年5月10日 22大（規則）第21号） この規定は、平成22年5月10日から施行する。</p>	<p>所要の見直しによる変更</p> <p>所要の見直しによる変更</p> <p>所要の見直しによる変更</p> <p>所要の見直しによる変更</p> <p>所要の見直しによる変更</p> <p>所要の見直しによる変更</p> <p>所要の見直しによる変更</p>

大洗研究開発センター（南地区）計量管理規定 新旧対照表

該当箇所を_____で示す。

旧	新	備 考
<p>附 則（平成22年12月2日 22大（規則）第31号） この規定は、平成22年12月2日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年4月1日 26大（規則）第5号） この規定は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年4月1日 27大（規則）第2号） この規定は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>別表第2-1 ～ 別表第3-9 略</p> <p>別図 略</p>	<p>附 則（平成22年12月2日 22大（規則）第31号） この規定は、平成22年12月2日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年4月1日 26大（規則）第5号） この規定は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年4月1日 27大（規則）第2号） この規定は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成 年 月 日 （規則）第 号）</u> <u>この規定は、平成 年 月 日から施行する。</u></p> <p>別表第2-1 ～ 別表第3-9 （変更なし）</p> <p>別図 （変更なし）</p>	<p>この規定は、原子力 規制委員会の認可を 受けた後、所長が別 に定める日から施行 するものとする</p>